

土地改良区役職員のみなさまへ

貸借対照表の作成が義務化されました!!

平成31年4月に改正土地改良法が施行され、**原則、全ての土地改良区（連合含む）※**を対象に、**令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務化**されました。

※ 土地改良施設（資産評価をすべきものに限る。）の管理を行う土地改良区は、貸借対照表作成の対象となります

貸借対照表とはどのようなものですか

土地改良区における貸借対照表とは、期末における資産・負債・正味財産の状態を一覧表にまとめた財政状態を表す書類を言います。

これにより、**土地改良区の資産（施設の現在価値、積立金など）の状況が一目で分かるようになります。**

貸借対照表（例）

令和2年3月31日現在

資産がどれだけある
かわかります

負債がどれだけある
かわかります

（単位：円）

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金及び預金	50,000	未払金	200
未収賦課金	2,000	預り金	1,200
前払金	300		
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本資産		公庫資金等長期借入金	350,000
山林、宅地及びその従物	200,000	職員退職給付引当金	60,000
備荒積立金	400,000		
(2) 特定資産		負債合計	411,400
所有土地改良施設	4,000,000 注1		
土地改良施設用地等	300,000	III 正味財産の部	
職員退職給付引当積立資産	60,000	1 指定正味財産	3,200,000
財政調整積立資産	100,000	2 一般正味財産	1,829,900
施設更新積立資産	200,000 注2	正味財産合計	5,029,900
(3) その他資産			
土地	30,000		
建物	90,000		
車両運搬具	6,000		
器具備品	3,000		
資産合計	5,441,300	負債及び正味財産合計	5,441,300

積立金が
ここで表
示されま
す。

（減価償却累計額を基礎とし
て積立を行います。）

正味財産＝資産－負債

（財務諸表に対する注記）

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	（当期減価償却費）
所有土地改良施設 （内訳）	5,000,000	1,000,000	注1 4,000,000	100,000
土地改良区	1,000,000	注2 200,000	800,000	20,000
国	2,500,000	500,000	2,000,000	50,000
県	1,500,000	300,000	1,200,000	30,000

（参考）
取得価額
5,000,000
耐用年数50年
経過年数10年

なぜ貸借対照表の作成が必要なのですか

【施設更新の円滑な実施】

- 土地改良施設の更新を計画的に進めるには、更新費用を計画的に積み立てることが必要です。

このためには、土地改良施設の現在の評価額、将来の施設更新に向けた積立て状況など土地改良区の財産の状況を組合員に適切に示すことが必要となります。



【組合員等への説明責任】

- 土地改良区には、①組合員のコスト意識の高まりに的確に対応すること、②地方公会計の複式簿記化の流れや土地改良区運営の透明性を向上させるなどの社会的要請にも対応することが求められています。



国による支援にはどのようなものがありますか

貸借対照表の作成（複式簿記への移行）を円滑に行うには、都道府県や地方連合会によるきめ細やかな指導・助言が不可欠です。

このため、令和元年度予算において、土地改良区体制強化事業を拡充するなど土地改良区の支援体制の充実を図っています！



具体的には・・・

- **地方連合会による巡回指導**を受けることができます。
- 地方連合会に配置された**税理士等の指導・助言**を受けることができます。
- 土地改良区役職員等を対象にした**複式簿記導入促進特別研修**を受講することができます。（特別研修は、全国71カ所で開催中です。）
- 今年度中に小規模土地改良区向けの**簡易な会計ソフトを開発・販売**します。
- **会計事務を合同で行うための土地改良区連合を設立**できます。また、設立のための**話し合いや事務機器の整備のための経費について補助**を受けることができます。
- **施設の資産評価に関して、地方連合会の支援**を受けることができます。

★ワンポイントアドバイス★

会計ソフトを利用する場合は、複式簿記の理解が進んでいない方でも、比較的容易に操作（仕訳）が可能です。また、農林水産省では、**小規模土地改良区向けの簡易な会計ソフト**※を開発します（消費税に非対応、賦課台帳と非連動など）。この会計ソフトは期末一括仕訳にも対応する予定です。

なお、期末一括仕訳は、収支（お金の出入りの件数）が少ない場合や複式簿記へ移行するまでの過渡期に行うことを想定しています。

※令和元年度内の開発・販売を計画。開発は補助事業として民間企業が実施。市販の会計ソフトに比べ簡易で安価。

詳しい内容のお問い合わせは、都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会若しくはお近くの地方農政局農村振興部土地改良管理課へご連絡ください。

なお、複式簿記に関する資料は、農林水産省ホームページにも掲載してあります。

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kikaku/fukushikiboki.html>